作成: 2018/11/19

該非判定書

作成責任者

相模原市中央区矢部 3-28-6 柚木行政書士事務所 代表·行政書士 柚木 勇 登録 10090102

042-719-4999 / 090-6171-7744

对象貨物 · 役務

(株) 堀場製作所製 粒径分布測定装置 LB-500

判定 (2018.1.22 施行法令準拠)

輸出令別表第一の 1項~15項 対象外

百

16項

該当

外為令別表の

1項~15項 対象外

F

16項

該当

判定理由

対象貨物は、粉体資料にレーザー光を照射し、その散乱の程度から粉体の粒径分布を求める装置である。

輸出令について

対象貨物は、粒径分布測定装置であるが、これは輸出令別表第一に掲げられた物品ではない。よって、対象貨物は輸出令別表第一の1項から15項について対象外と判定する。

なお、対象貨物の構成品としてレーザーがあるが、ここで用いられているレーザーは一般的な半導体 レーザーであって、輸出令別表第一の対象ではないことを付記する。

外為令について

対象貨物には、これを操作するためのプログラムが付属する。

外為令別表の1項から15項は、輸出令別表第一の1項から15項に該当する貨物に関連するプログラムを対象としており、輸出令別表第一の1項から15項について対象外となる貨物を操作するためのプログラムが外為令別表の1項から15項について該当となることはない。

添付資料

- 1. 項目別対比表(全1頁)
- 2. 対象貨物資料(全1頁)

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用) 6365

輸出令別表第1で明らかに規制されていない貨物用

	貨物名: 粒径分布测定装置 メーカー名: (株) 据場製作所 型及び館柄: LB-500	
©CISTEC		
2018. 01. 22施行政省令等対応(1 / 1) 輸出令別表第 1 関連	判 定 欄 (いずれかにレ点)	貨物の内容・理由等
輸出令別表第1の1から15の項及び貨物等省令第1 条から第14条に該当する貨物か?	口はい 図いいえ	

注意事項:

※判定欄で「はい」にチェックした場合は、関係する項目別対比表で、該非判定をすること。本シートは、使用できない。

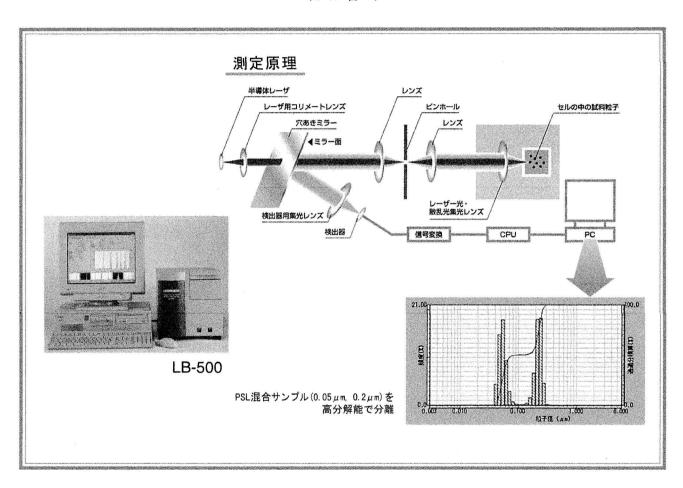
※輸出令別表第1の1から15の項及び貨物等省令第1条から第14条に該当しない場合であっても、食品や木材等を除き、輸出令別表第3(ホワイト国)以外に輸出する場合は、キャッチオール規制(用途・需要者)について確認すること。



Selected Article 一般論文

動的光散乱式粒径分布測定装置 LB-500 LB-500 Dynamic Light-Scattering Particle Size Analyzer

山口哲司



要旨

ホリバはこのほど動的光散乱式粒径分布測定装置 LB-500を製品化した。この装置は、新素材分野で重要なナノオーダの超微小粒子の粒径分布測定が可能で、しかも、原液そのままでの高濃度測定がしたいという市場ニーズに応えて開発した。この装置は、従来の電子顕微鏡による観察が中心であったナノ素材の研究者に、定量的で迅速・簡便な分析装置を提供できるものと期待している。本稿では、LB-500のシステム概要を実測例を含めて紹介する。

Abstract

Horiba's LB-500 Dynamic Light-Scattering Particle Size Analyzer measures size distribution of ultrafine particles in high-concentration samples, eliminating the need to prepare and use a diluted sample solution. When used to analyze particle sizes in the nanometer range, this instrument uses a quantitative analysis method that provides a time- and cost-saving alternative to conventional methods such as observation by electron microscopy. The authors describe the technology used to perform fine-particle measurements and high-concentration measurements and include a measurement example.